

調達管理番号：20a01195

国名：トーゴ

担当部署：経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

案件名：トーゴ国ロメ漁港運営管理及び運用上の安全性改善アドバイザー業務（船体構造改善／船外機の保守管理）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：船体構造改善／船外機の保守管理
- (2) 格付：2号
- (3) 業務の種類：専門家

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2021年4月下旬から2021年6月中旬まで
- (2) 業務M/M：現地 0.70M/M、国内 0.20M/M、合計 0.90M/M
- (3) 業務日数：国内準備 2日、現地業務 21日、国内整理期間 2日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2021年3月24日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：電子データのみ

専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf)

なお、JICA 本部1階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいた受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知： 2021年4月9日（金）までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ① 業務実施の基本方針 26点
    - ② 業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
    - ① 類似業務の経験 33点
    - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 20点
    - ③ 語学力 5点
    - ④ その他学位、資格等 12点
- (計100点)

|          |                 |
|----------|-----------------|
| 類似業務     | 漁船及びエンジンに係る各種業務 |
| 対象国／類似地域 | トーゴ／全途上国        |
| 語学の種類    | 英語              |

※仏語の能力があると望ましいため、証明書類が有る場合は添付のこと。

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：黄熱病

## 6. 業務の背景

トーゴ共和国（以下、「当国」という。）は、僅か 56km の短い海岸線ながら、内水面漁業を含め年間約 20,000 トン（FAO 国別漁業養殖概要データベース、2014 年）の水産物生産量を有するが、国内の高い水産物需要に追付かず自給率は約 40%に留まり、年間ほぼ同量（統計会計総局データベース、2013 年）の水産物を輸入しており、貿易赤字の一因となっている。そこで当国政府は水産物の自給率向上を政策の重要課題として掲げている。

ロメ漁港は、漁業関係者や仲買人約 6,000 人が活動する国内唯一の漁港であるが、大統領主導による「港湾立国」政策の推進に向け 2011 年以降、隣接する商業港の拡張が開始されたことから、それまでの漁港は 3 分の 1 程度の範囲に縮小され、機能縮小を強いられるとともに、漁船の密集による接触・破損事故が多く発生し、狭い港内で大型船と接近する等、安全上の問題も生じていた。そこで、同漁港は全面移転を求められることとなり、当国政府は日本政府に対し、ロメ漁港を近隣地（6.35ha の国有地）に移設することにより、漁港機能を回復・拡充することを目的とした「ロメ漁港整備計画」（以下、「本事業」という。）を要請した。同要請を受けて日本政府は、2016 年 4 月に本事業を開始（同月 13 日 G/A 署名、27.94 億円）し、2019 年 7 月に完工（引渡は同年 4 月）し、同年 11 月に漁民への供用が開始された。供用開始後、同漁港を利用する零細漁船（一日あたり）は 2011 年までの約 300 隻から年々減少し、近隣国に水揚げされるケースが増加していた（2015 年には 180 隻まで減少）が、現在は 191 隻と増加に転じている。

しかし、同漁港では、2019 年 11 月の供用後に港口部に想定以上の高波が発生するなど漁船の安全航行を妨げる事象が発生している。これらの事象の発生を受けて、トーゴ国政府は、漁港では夜間及び荒天時の出入港を禁止する措置をとるとともに、我が国に対して、事故防止対策に係る技術的な助言と、それを実行するための漁港の運営管理能力の強化に対する指導を目的とした専門家の派遣を要請した。JICA では、同漁港における事故防止に向けて 2020 年 9 月に技術委員会を設置し、事故発生要因の解明と同防止のための安全対策について検討を行うとともに、安全対策検討に必要な情報収集のために基礎情報収集・確認調査を実施中である。

本専門家は、無償資金協力事業により建設されたロメ漁港の安全対策面を含む運営管理が円滑になされ、同漁港における転覆事故の再発を防止するため、運営・維持管理体制の強化と漁船の航行安全性の向上に対する助言及び技術指導を行うことを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、トーゴ国海洋経済省をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、別途派遣される「漁港運営管理／安全性改善」専門家とともに、漁船の船体構造とエンジン（船外機）の視点から、トーゴ国ロメ漁港における事故原因を把握した上で、日本の漁港の運営管理や安全対策の経験を踏まえ、海洋経済省や漁港関係者に対して、漁港の運営・維持管理体制の強化や運営上の安全の向上に向けた助言や提言を漁船の船体構造とエンジン（船外機）の視点から行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

具体的な業務内容は、以下のとおり。

(1) 国内準備期間（2021 年 4 月下旬）

① トーゴ政府から提出された要請書、無償資金協力案件に関する協力準備調査報告書やその他関連の報告書、既存の文献、JICA 技術委員会報告書、基礎情報収集確認調査の関連資料、他ドナー報告書、トーゴ政府作成の関連報告書等を参照し、トーゴ国の水産セクター及びロメ漁港の現況と課題を把握する。

② JICA 経済開発部及びコートジボワール事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。

- ③ワークプラン（英文）を作成し JICA 経済開発部による確認ののち提出する。併せて、コートジボワール事務所にもデータを送付する。

(2) 現地業務（2021年5月上旬～5月下旬）

①ワークプランの作成・協議

現地業務開始時に、JICA コートジボワール事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。

②ロメ漁港における漁船の船体構造とエンジン（船外機）の現状と問題点の抽出

ロメ漁港における漁船の船体構造の不安定特殊性（船外機の右舷マウントや船体サイズと船外機出力の関係性）や頻発するエンジン（船外機）の問題（故障や脱落）に関し、現状の使用状況や問題発生状況の把握と事故を誘発する問題点の抽出を行う。

**【エンジン（船外機）の保守管理】**

③エンジン（船外機）問題の原因究明

海上でのエンジン（船外機）の頻繁な故障（停止）や脱落の原因について、特に点火プラグ、キャブレター、使用ガソリン、エンジンマウント部の構造、隣国から密輸される低価格ガソリンの品質などを中心に調査を行い、究明する。

④エンジン（船外機）の保守管理に関する指導者講習

ロメ漁港管理組合（Lome fishing port management unit）と港湾局（Port Authority）と連携の上、エンジン（船外機）の保守管理について指導者講習会において講義・実習を行う（研修対象となる「指導者候補」は先方関係機関と協議の上で選定のこと）。

⑤エンジン（船外機）の保守管理に関する漁民啓発

漁業組合を通じて漁業者への啓発活動を行い、漁業者が注意すべき船外機の取扱い（適正なガソリンを使用することや、操船上の注意点などを、可能な限り既存の視覚的な教材を用いてわかりやすく周知する。別途派遣される「漁港運営管理／安全性改善」専門家が実施する航行の安全性の向上に関する業務のうち、船外機の保守管理に関する業務について協力する。

**【現地ローカル漁船の旋回性能の確認と操作指導】**

- ⑥現地ローカル漁船の多くは右舷に船外機を設置しているが、ロメ漁港からの出港時には、港口の形状からすぐに右旋回をしなければならない。この操作は相当難易度が高い上、同旋回時に右舷側から波浪を受けた場合、旋回できずに転覆事故につながるリスクが高いと考えられている。そこで、船外機の右舷設置が船の旋回性能に及ぼす影響について調査・確認し、その問題点を簡易な資料に取りまとめ、トーゴ側関係者や漁業者に対して説明を行う。また、同問題に対する暫定的な対応策や、船外機の操作に関して助言できることがあれば、それらを取りまとめてトーゴ側関係機関や漁業者組合等に提言を行う。別途派遣される「漁港運営管理／安全性改善」専門家が実施する航行の安全性の向上に関する業務のうち、漁船の操作指導に関する業務について協力する。

**【FRP製船舶の導入に係る支援】**

- ⑦現地の伝統的な木造漁船は細長く不安定さがあり、原料の木材調達にも問題があるため、トーゴ政府は、将来的にFRP製船舶への転換を企図している。また、現地の漁業者組合も同船舶に関心を持っていることが確認されている。そこで、伝統的な船型を活かしたFRP船の導入可能性とFRP船の特性（価格、耐用年数、現地の漁法や漁具との親和性、燃費、操作性、安定性など）から両者を比較し、同船舶の導入の可能性について、トーゴ側関係者や漁業者に助言を行う。また、同船舶のメーカーとの橋渡しやトーゴ側にすでに導入が進んでい

る近隣国へのスタディツアーなどの計画がある場合には必要な支援を行う。別途派遣される「漁港運営管理／安全性改善」専門家が実施する航行の安全性の向上に関する業務のうち、船体構造改善に関する業務について協力する。

⑧指導分野に関する活動結果について、JICA コートジボワール事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間 (2021 年 5 月下旬)

- ①帰国報告会に出席し、現地業務結果の報告を行う。
- ②専門家業務完了報告書(和文)を監督職員に提出・報告する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(1)～(3)のすべてとし、電子データをもって提出することとする。

(1) 業務ワークプラン(全体)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。

和文2部(JICA 経済開発部、JICA コートジボワール事務所へ各1部)

(2) 専門家業務完了報告書

現地派遣期間中／国内作業期間中の業務報告書(和文)を作成し、2021年6月11日までにJICA 経済開発部に提出し、報告する。

海洋経済省や関連機関に提言した内容については、参考資料として添付・提出。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出する。

和文3部(JICA 経済開発部)

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約(単独型)に係る見積書について」を参照願います。

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_2020.pdf)

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます。

航空経路はアジスアベバ経由とします。

(航空経路) 東京⇒アジスアベバ⇒ロメ⇒アジスアベバ⇒東京

(2) 在外事業強化費

現地での活動に必要な車両関連費、通訳や秘書などの一般傭人費、現地調査員などの特殊傭人費、セミナー会場の借上げ費など賃料借料、機器類の購入など消耗品費、現地国内の移動のための旅費・交通費、通信・運搬費、資料等作成費(翻訳料含む)、事務室の水道光熱費、雑費(セミナー開催費)などは契約に含まず、別途、JICA 本部又はコートジボワール事務所から在外事業強化費として支給します。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は2。契約予定期間等に記載の数値を上限とします。また、派遣期間については、2021年5月上旬～2021年5月下旬の間で提案してください。

②現地での業務体制

本専門家は海洋経済省に派遣され、同時に派遣される「漁港運営管理／安全性改善」専門家（業務実施契約（単独型）により備上）とともに活動を行います。同専門家は、全体で2年間にわたってシャトル型で派遣され、本専門家を始め短期間派遣される各専門領域の専門家の活動を支援します。また、JICAはコートジボワール事務所が活動を支援します。

### ③便宜供与内容

トーゴ側からは、C/P 配置と事務スペースが提供されます。その他、案件の実施に当たって、一般的な情報提供等が得られる予定です。

JICAコートジボワール事務所よる便宜供与事項は、以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 通訳（日本語⇄仏語）手配：あり
- エ) 車両借上げ：初回時のみ、あり
- オ) 業務開始時の現地日程のアレンジ：あり

## (2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料をJICA経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム（TEL:03-5226-3156）にて配布します。

- ・要請書(写)
- ・基礎情報収集・確認調査等の業務報告書

②本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス（[e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

## (3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAコートジボワール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。加えて、安全管理を徹底すべく、本業務従事者は現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に登録してください。

③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行ってください。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

⑤本業務については新型コロナウイルスの流行の状況やコートジボワール政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関し

では JICA と協議の上決定することと致します。

以 上